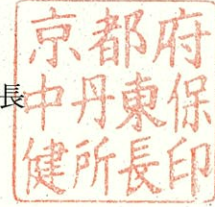


7中東保環第418号
令和7年11月13日

井木商事株式会社
代表取締役 井木 宏治 様

京都府中丹東保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

1 産業廃棄物処理施設設置等の目的

現在、舞鶴市内には産業廃棄物を埋立処分できる施設がなく、近隣の処分場まで往復3～5時間を要します。そのため、排出事業者は少量の廃棄物でも長距離運搬しなければならず、運搬コストの増加やCO₂排出、交通事故、飛散・流出のリスクが発生しています。

積替え保管の許可を取得することにより、廃棄物を舞鶴市内で適正に管理・保管し、効率的かつ安全に処分場へ運搬をすることができます。さらに、積替え時に有価物の選別を行い、資源の有効活用を促進することで、埋立処分量の削減と環境負荷の軽減が期待できます。

この取り組みにより、排出事業者の負担を軽減するとともに、地域の産業廃棄物処理の効率化と環境保全に貢献できると考えています。

2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所

舞鶴市大字小倉小字タコ田1.82番地1

3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類

処理方式：収集運搬（積替え・保管を含む）

処理する産業廃棄物の種類：燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鋳さい・がれき類・ばいじん（これらのうち、特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

4 事業計画書提出年月日

令和7年6月10日